

# 消防法

## 法律の目的と概要

消防法は、火災の予防・警戒・鎮圧により、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災・地震等の災害による被害を軽減し、安寧秩序を保持して社会公共の福祉を増進することを目的としています。主な規制事項として、以下のものがあります。

1. 防火対象物の管理  
防火管理者の選任、消防計画の作成、非難訓練、消防設備等の点検及び整備、火気使用・取扱いの監督等
2. 火災の予防  
高層建築物、地下街等の防災対象物品(カーテン、じゅうたん等)の防災性能についての基準、火災予防に重大な支障を生ずる恐れのある物質の届出 等
3. 危険物の管理基準  
危険物の貯蔵及び取扱いに関する基準、危険物の運搬に関する基準 等
4. 消防用の機械器具  
一定の形状等を有することを担保するための基準 等

コンプレッサに関連するという観点より、ここでは消防法の「危険物」に対する規制を説明します。また「危険物の一般的な貯蔵、取扱い、運搬」に関することに的を絞ってまとめております。**危険物の製造所や給油取扱所に関することには、触れておりませんのでご注意ください。**

## 適用対象

1. 消防法に規定する**危険物**(※注 1)を**指定数量**(※注 2)以上貯蔵、または取扱う場合に適用となります。  
※ただし、危険物の取扱い等があり、その量が指定数量未満の場合は、市町村火災予防条例の技術上の基準で規制があります。

※危険物の種類又は指定数量の異なる 2 つ以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取扱う場合、その貯蔵し、又は**取扱いに係わるそれぞれの危険物の数量をその危険物の指定数量で割って、その商の和が 1 以上になる場合**(※注 3)は、その場所は指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱っているとみなされます。

2. 消防法に規定する**危険物**(※注 1)を運搬する場合、その量に関係なく適用となります。

## 法律規制

### 1. 危険物の貯蔵、取扱いについての規制

※ここでは、危険物に係わる規制を指定数量別にまとめています。

#### <指定数量未満の場合>

##### ○技術上の基準

- 危険物を貯蔵、取扱う場所において、みだりに火気を使用しないこと
- 危険物を収納した容器は、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加える等、粗暴な行為をしないこと
- 危険物の容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ破損、腐食、裂け目等がないものであること等

※市町村によって、基準が異なる場合がありますので注意が必要です。

##### ○届出

- 必要なし

#### <少量危険物(指定数量 1/5～指定数量未満)の場合>

##### ○技術上の基準

- 危険物の性質に応じた適正な温度、湿度、圧力等の管理
- 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと(ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合を除く)
- 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと
- 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ 3 メートルを超えて積み重ねないこと(第 4 類の危険物のうち、第 3 石油類及び第 4 石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル) 等

※市町村によって、基準が異なる場合がありますので注意が必要です。

※罰則規定があります。

##### ○届出

- 危険物を指定数量の 1/5～指定数量未満の貯蔵もしくは取扱う場合及び変更する場合は、あらかじめ消防所長に届出が必要
- また、取扱いを廃止した場合は、遅滞なくその旨を消防署長に届出が必要

※届出には、指定の様式が定められていますので、所轄の消防署にお問い合わせください。

※[1種類の危険物が基準数量を超えていない場合でも、同一場所で貯蔵もしくは取扱う危険物の数量が合計で指定数量の 1/5 以上となる場合](#)(※注 4)は、少量危険物貯蔵に係わる届出が必要となります。

### <指定数量以上の場合>

#### ○許可及び届出

- 貯蔵所、取扱所等の設置又は変更時は市町村長等の許可が必要
- 仮貯蔵、仮取扱いは 10 日を限度に所轄消防所長等の承認が必要

#### ○貯蔵、取扱いと施設の構造等

- 危険物の貯蔵、取扱いを危険物施設以外の場所で行うことの禁止
- 危険物の貯蔵、取扱い、施設の構造等は[技術上の基準](#)(※注 5)に従うこと

#### ○危険物取扱者

- 貯蔵所、取扱所等の作業は危険物取扱者が自ら行うか、取扱者の立会いが必要
  - 甲種危険物取扱者:すべての種類の危険物を取扱うことができる
  - 乙種危険物取扱者:当該種類に係わる危険物を取扱うことができる
  - 丙種危険物取扱者:ガソリン、灯油、軽油、第三・四石油類及び動植物油類を取扱うことができる

## 2. 運搬に関する規制

危険物の運搬は、容器、積載方法及び運搬方法について一定の技術上の基準が定められています。

※貯蔵、取扱いの場合と異なり、指定数量を問わず規制されます。

#### ○運搬容器

- 運搬容器の材質、[構造及び最大容積](#)(※注 6)は、基準のものであること
- 原則として、定められた試験において一定の基準に適合する性能を有すること 等

#### ○積載方法

- 原則として、法定の[運搬容器](#)に収納し、技術上の基準に従って積載すること
- 運搬容器の外部には、収納する危険物の品名、数量及び危険物に応じた注意事項等を記すこと
- 危険物が転落し、又は危険物を収納した容器が落下、転倒又は破損しないよう積載すること
- 指定数量 1/10 以上は、[混載禁止](#)(※注 7) 等

#### ○運搬方法

- 著しい摩擦・動揺が起きないように運搬すること

<特に指定数量以上の危険物を運搬する場合>

- 車両の前後の見やすい位置に 0.3 m<sup>2</sup>の地が黒色の板に黄色の反射塗料等で「危」と表示した標識を掲げること、消火設備を設けること 等

※注 1:危険物とは

消防法に定める危険物とは、「[危険物の分類と指定数量](#)」に分類された物を指します。

※注 2:指定数量とは

危険物には、それぞれ指定数量が定められています。  
指定数量は、危険度の判断基準で、相対的危険性を表しています。

※注 3:取扱いに係わるそれぞれの危険物の数量をその危険物の指定数量で割って、その商の和が 1 以上になる場合とは

【例】

アルコール	120 リットル (指定数量 400 リットル)	} 種類を問わず 同一の場所で貯蔵保管する場合
灯油	200 リットル (指定数量 1,000 リットル)	
シンナー	100 リットル (指定数量 200 リットル)	
潤滑油	600 リットル (指定数量 6,000 リットル)	

$$\frac{120 \text{ リットル}}{400 \text{ リットル}} + \frac{200 \text{ リットル}}{1,000 \text{ リットル}} + \frac{100 \text{ リットル}}{200 \text{ リットル}} + \frac{600 \text{ リットル}}{6,000 \text{ リットル}} = 1.1$$

この場所は、指定数量以上の危険物  
を取扱っているとみなされます！

ココが、1 以上になるとき

※注 4:1 種類の危険物が基準数量を超えていない場合でも、同一場所で貯蔵もしくは取扱う危険物の数量が合計で指定数量の 1/5 以上となる場合とは

【例】

ガソリン	20 リットル (指定数量 200 リットル)	} 種類を問わず 同一の場所で貯蔵保管する場合
軽油	150 リットル (指定数量 1,000 リットル)	

$$\frac{20 \text{ リットル}}{200 \text{ リットル}} + \frac{150 \text{ リットル}}{1,000 \text{ リットル}} = \frac{1}{4}$$

ココが、1/5 以上になるとき

少量危険物の取扱いとなり、届出が  
必要です。

---

※注 5:技術上の基準とは

- 届出に係る品名以外の危険物又はこれらの許可もしくは届出に係る数量、もしくは指定数量の倍数を超える危険物の貯蔵、取扱いの禁止
- みだりに火気を使用しないこと
- 温度計、湿度計、圧力計等を監視し、該当危険物の性質に応じた適正な温度、湿度、圧力を保つようにすること 等

---

※注 6:運搬容器の構造及び最大容積とは

堅固で容易に破損する危険性がなく、かつ、その口から収納された危険物が漏れるおそれがないもの。材質は危険物の性状に適合していること。構造及び最大容積は「[運搬容器の基準](#)」を参照。

---

※注 7:混載禁止とは

安全のため、種類の異なる危険物又は災害を発生させるおそれのある物品は混載してはいけません。「[混載禁止一覧](#)」を参照。